

条例の内容

●がんの予防と早期発見【第2章】

受動喫煙の防止(第8条)、受診機会の確保(第9条)、がん教育(第10条)等

●質の高いがん医療【第3章】

医療従事者の確保(第11条)、提供体制の整備(第12条)、在宅医療(第14条)等

●患者・家族の苦痛の軽減と療養生活の質の向上【第4章】

緩和ケアの推進(第16条)、「患者力」向上(第17、18条)、相談支援体制の充実(第17条)、情報の収集と提供(第19条)

●患者・家族の安心を支える社会の構築【第5章】

就労等の支援(第20条)、小児がん患者への支援(第22条)等

●がん対策の推進【第6章】

がん登録の推進(第23条)、滋賀県がんと向き合う週間(第24条)等

役割分担

ともに
取り組みましょう

●県：施策を総合的に推進

●保健医療福祉関係者：早期発見、良質な医療と介護を提供

●事業者：自主的・積極的ながん対策

●がん患者・家族、県民

- ・がんの正しい知識をもちましょう
- ・がんの予防に必要な注意を払いましょう
- ・がん検診を積極的に受けましょう
- ・がん患者等が置かれている状況を深く理解しましょう
- ・がん患者が安心、充実の生活が送れるよう協力しましょう



滋賀の健康を考える双子の妖精
愛称「しがのハグ＆クミ」

「滋賀県がん対策の推進に関する条例」ができました

平成25年12月27日公布、施行

現状

- 男性の2人に1人
女性の3人に1人ががんにかかる
- 医療が進歩し、がんは長く付き合う
慢性病へ

県民の望み

- がんを予防したい！
- がんになったら、回復したい！
- がんになっても、
自分らしく暮らしたい！

ともに支え取り組む
滋賀のがん対策

がんによる死亡者の減少

目標2

それぞれの
取り組み

目標1

目標3

患者・家族の苦痛の軽減と
療養生活の質の向上

保健医療福祉関係者

患者・家族の安心を支える
社会の構築

がん対策推進計画
(具体的な対策)



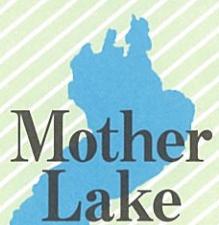
県民

事業者



がん対策の推進に関する条例（基本理念と責務）
(施策の基本事項)

条例ができたから、
がん対策を強化して、みんなで進めるんだね



健康福祉部健康長寿課

大津市京町4丁目1-1

電話 077(528)3616 FAX 077(528)4857

平成26年3月